

予算決算常任委員会運営要領一部改正（案）

（目的）

1 この要領は、予算決算常任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 （略）

（理事会の設置）

3 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に理事会を置く。

（1）理事会は、委員長、副委員長及び理事で構成する。

（2）理事は、議会運営委員会の委員のうちから、委員長が指名する。ただし、委員長が必要と認める理事の数が指名可能な議会運営委員会の委員の数を上回る場合は、その上回る数に限り、委員長は、委員会の委員のうちから、理事を指名することができる。

（3）～（9） （略）

4～10 （略）